

第6号様式 (第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

係留施設使用許可申請書			
香川県知事 殿			30年1月30日
申請者 住 所 兵庫県相生市栄町1-2			
氏 名 友上茂美 (友上)			
連絡先 090-1221-0101			
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。			
船 種	プレジャーボート (ヨット)	船 名	YAMATO-M
国 籍	日本	全 長	9.90m
総トン数	7.3t	重量トン数	
船 主 名	高橋伸明	代理店名	
最大喫水 (停泊中)	船首	1.67m	船尾
寄 港 地			
揚荷の種類及び数量	0		
積荷の種類及び数量	0		
係留施設の名称又は場所	宮浦1号浮棧橋		
係 留 期 間	30年 5 月 3日 15 時 00分から 30年 5 月 5日 12 時 00分まで		

注 「揚荷の種類及び数量」の欄は、揚荷の種類が土砂である場合は、海砂、花こう土、建設残土など土砂の具体的内容を記入してください。

添付書類 船舶検査証書

平成30年4月2日

友上 茂美 殿

直島町建設経済課 山本

宮浦港係留施設使用許可書の送付について

平成30年1月30日付で申請のありました宮浦港の係留許可について、別添のとおり許可書を送付いたします。係留施設使用料につきましては、3,280円となりますので、来町された際に係留後、海の駅なおしま内の観光協会にて納付下さいますようお願いいたします。領収書につきましては、後日送付させていただきますので、ご了承ください。

また、都合により来島できない場合は、ご連絡いただければキャンセル扱いとして入金する必要はありませんが、事前に下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

※ 係留の際の注意点について

係留は、海側から陸に向かって栈橋の右側に係留して下さい。

他の船舶が係留する場合がありますので、先に入港した場合は出来るだけ前の方に係留して下さい。

なお、当係留施設につきましては、ホームページ等でご案内しているとおり、給水・給電等の設備はありません。その旨ご承知おきの上ご利用いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

〒761-3110

香川県香川郡直島町1-2-2番地1

直島町役場建設経済課

TEL087-892-2224

FAX087-892-3888